

答 申

1 審査会の結論

佐賀県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 4 年 12 月 8 日付けで行った公文書不存在決定は、妥当である。

2 審査請求に至る経過

（1）公文書の開示請求

審査請求人は、佐賀県情報公開条例（昭和 62 年佐賀県条例第 17 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対して、令和 4 年 11 月 30 日付けで次の 3 件の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

ア 佐賀県有明水産振興センターにおいて、令和 2 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）第 30 条の規定に基づき自主検査を行った記録（特化則第 32 条の規定に基づき作成した記録一式）

イ 佐賀県有明水産振興センターにおいて、令和 3 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に特化則第 30 条の規定に基づき自主検査を行った記録（特化則第 32 条の規定に基づき作成した記録一式）

ウ 佐賀県有明水産振興センターにおいて、令和 4 年 1 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間に特化則第 30 条の規定に基づき自主検査を行った記録（特化則第 32 条の規定に基づき作成した記録一式）

（2）実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、「特定化学物質を取り扱う作業所等にある排気装置等の機器については、使用前使用後等に作業を行った職員が点検しているが、それを記録として保存していない」ことを理由に、令和 4 年 12 月 8 日付けで本件開示請求ごとに公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（3）審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、令和 4 年 12 月 17 日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、審査請求書において概ね次のとおり主張している。

- (1) 佐賀県有明水産振興センターでは、ホルムアルデヒドを取り扱っている事情が伺える。ホルムアルデヒドは、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第3の第二号（第二類物質）の第31号の2に掲げられる特定化学物質である。
- (2) 佐賀県有明水産振興センターの病理実験室には、特化則第29条又は第30条に掲げる機械等に該当する「ドラフトチャンバー」が設置されている。当該機械等は、特化則第30条第1項各号の規定により、1年以内ごとに1回、定期的に自主検査を行わなければならないとされ、また、特化則第32条の規定により、当該自主検査を行ったときは、検査年月日等を記録し、当該記録を3年間保存しなければならないとされており、当該期間保存されているはずである。
- (3) 実施機関は、排気装置等の機器について使用前使用後等において職員が点検しているものの、その記録を保存していないと主張しているが、当該点検の記録は、上記（2）の特化則第32条の記録には該当しない。

以上のことから、本件処分及び提示された不存在的理由は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び特化則に違反している不合理なものであり、本件処分の対象公文書の特定が不十分であることから、本件処分を取り消し、公文書を特定し、新たに当該文書を開示するとの裁決を求める。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書において述べている主張は、概ね次のとおりである。

(1) 認識の誤りについて

佐賀県有明水産振興センターでは、特化則第30条の規定による自主検査を行わなければならないことを認識しておらず、当該検査を実施していなかったため、特化則第32条に規定する検査記録も存在しない。

(2) 今後の対応について

佐賀県有明水産振興センターでは、令和5年3月中に、特化則第30条の規定による自主検査を行う予定である。

5 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を踏まえて審査した結果、次のとおり判断した。

(1) 特定化学物質（ホルムアルデヒド）の取扱いについて

ア ホルムアルデヒドに係る健康障害防止対策

ホルムアルデヒドは、発がん性、感作性（アレルギー）その他の人体への影響が認められると評価されており、労働安全衛生法施行令別表第3に掲げる特定化学物質（第二類物質）に該当するものである。

よって、事業者である実施機関は、労働安全衛生法等の規定に基づき、当該

物資を取り扱う屋内作業場等における局所排気装置の設置・管理、当該作業場等における定期の作業環境測定を実施するなど、労働者の健康障害防止対策の措置を講ずる義務がある。

イ 局所排気装置の定期自主検査

上記アのホルムアルデヒドを取り扱う屋内作業場等に設置された「ドラフトチャンバー」等の局所排気装置については、労働安全衛生法第45条、労働安全衛生法施行令第15条並びに特化則第29条及び第30条の規定により、1年以内ごとに1回、定期の自主検査を行う義務がある。

よって、局所排気装置の定期自主検査は、実施機関において実施されるべきものである。

ウ 定期自主検査の記録

上記イの定期自主検査の記録は、労働安全衛生法第103条及び特化則第32条の規定により、検査年月日、検査方法、検査箇所、検査の結果等を記録した書類を作成し、3年間保存する義務がある。

よって、定期自主検査の記録は、当該保存期間の間、実施機関において保有されているべきものである。

(2) 公文書の不存在の合理性について

実施機関は、弁明書において、本件開示請求の対象となる文書（以下「本件対象公文書」という。）を保有していないと説明しているため、その合理性について検討した。

ア 定期自主検査の実施状況等

佐賀県有明水産振興センターでは、弁明書に記載しているとおり、特化則第29条及び第30条の規定による自主検査義務があるにもかかわらず、その認識がなく、当該検査を実施していなかった。

イ 不存在の合理性

本来であれば、本件対象公文書である定期自主検査の記録は存在すると考えることが合理的ではある。しかし、認定した上記アの事実に不自然な点や矛盾はなく、また、仮に実施機関が本件対象公文書を作成していたとして、これを秘匿しなければならないような特段の事情も見受けられない。

したがって、本件対象公文書を作成していないため不存在であるとした実施機関の説明に不合理な点はない。

以上のことから、前記「審査会の結論」のとおり判断した。

6 審査経過

審査会の審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和5年3月27日	・ 諮問実施機関から諮問書を受理
令和5年9月13日 (令和5年度第3回審査会)	・ 審 議
令和5年10月17日	・ 答 申

(参考) 調査審議した佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
池田 宏子	佐賀女子短期大学非常勤講師	会長職務代理者
城野 一憲	福岡大学法学部 准教授	
原 まさ代	(公社) 全国消費生活相談員協会参与	
古川 千津子	税理士	
松尾 弘志	弁護士	会長